

食品衛生法等の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

食品の安全を確保するため、広域的な食中毒事案に対処するための広域連携協議会の設置、国際標準に即して事業者自らが重要工程管理等を行う衛生管理制度の導入、特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の届出制度の創設、安全性を評価した物質のみを食品用器具・容器包装に使用可能とする仕組みの導入等の措置を講ずる。

第二 食品衛生法の一部改正

一 広域的な食中毒事案に対処するための広域連携協議会の設置に関する事項

1 国及び都道府県等は、食中毒患者等の広域にわたる発生等の防止のため、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。 (第二十一条の二関係)

2 厚生労働大臣は、監視指導の実施に当たつての連携協力体制の整備を図るため、国、都道府県等その他関係機関により構成される広域連携協議会 (以下「協議会」という。) を設けることができるものとする。 (第二十一条の三第一項関係)

3 厚生労働大臣は、緊急を要する場合において、協議会を開催し、必要な対策について協議を行うよう努めなければならないものとする。 (第六十六条関係)

二 事業者自らが重要工程管理等を行う衛生管理制度の導入に関する事項

1 厚生労働大臣は、営業（器具又は容器包装を製造する営業及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二条第五号に規定する食鳥処理の事業（以下「食鳥処理の事業」という。）を除く。）の施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置について、厚生労働省令で、次に掲げる事項に関する基準を定めるものとする。 (第五十一条第一項関係)

(一) 施設の内外の清潔保持、ねずみ及び昆虫の駆除その他一般的な衛生管理に関すること。

(二) 食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組（小規模な営業者（器具又は容器包装を製造する営業者及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第六条第一項に規定する食鳥処理業者を除く。2において同じ。）その他の政令で定める営業者にあつては、その取り扱う食品の特性に応じた取組）に関すること。

2 営業者は、1の基準に従い、公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守しなければならないものと

すること。(第五十一条第二項関係)

三 特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の届出制度の創設に関する事項

1 食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物であつて、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定したもの(以下「指定成分等」という。)を含む食品(以下「指定成分等含有食品」という。)を取り扱う営業者は、その取り扱う指定成分等含有食品が人の健康に被害を生じ、又は生じさせるおそれがある旨の情報を得た場合は、当該情報を、遅滞なく、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長(以下「都道府県知事等」という。)に届け出なければならぬものとし、当該届出を受けた都道府県知事等は、当該届出に係る事項を厚生労働大臣に報告しなければならないものとする。(第八条第一項及び第二項関係)

2 医師、歯科医師、薬剤師その他の関係者は、指定成分等の摂取によるものと疑われる人の健康に係る被害の把握に努めるとともに、都道府県知事等が行う指定成分等の摂取によるものと疑われる人の健康に係る被害に関する調査に必要な協力をするよう努めなければならないものとする。(第八条第三項関係)

四 安全性を評価した物質のみを食品用器具・容器包装に使用可能とする仕組みの導入に関する事項

- 1 器具又は容器包装には、成分の食品への溶出又は浸出による公衆衛生に与える影響を考慮して政令で定める材質の原材料であつて、これに含まれる物質について、当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装に含有されることが許容される量又は当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装から溶出し、若しくは浸出して食品に混和することが許容される量についての第十八条第一項の規格に定められていないものは、使用してはならないものとする。ただし、当該物質が人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を超えて溶出し、又は浸出して食品に混和するおそれがないように器具又は容器包装が加工されている場合（当該物質が器具又は容器包装の食品に接触する部分に使用される場合を除く。）については、この限りでないものとする。

（第十八条第三項関係）

- 2 厚生労働大臣は、器具又は容器包装を製造する営業の施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置について、厚生労働省令で、次に掲げる事項に関する基準を定めるものとする。 （第五十二

条第一項関係）

(一) 施設の内外の清潔保持その他一般的な衛生管理に関すること。

(二) 食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な適正に製造を管理するための取組に関すること。

3 器具又は容器包装を製造する営業者は、2の基準に従い、公衆衛生上必要な措置を講じなければならないものとする。 (第五十二条第二項関係)

4 1の政令で定める材質の原材料が使用された器具又は容器包装を販売し、又は販売の用に供するた
めに製造し、若しくは輸入する者は、その取り扱う器具又は容器包装の販売の相手方に対し、当該取
り扱う器具又は容器包装が次のいずれかに該当する旨を説明しなければならないものとする。 (

第五十三条第一項関係)

(一) 第十八条第三項に規定する政令で定める材質の原材料について、同条第一項の規定により定めら
れた規格に適合しているもののみを使用した器具又は容器包装であること。

(二) 第十八条第三項ただし書に規定する加工がされている器具又は容器包装であること。

5 器具又は容器包装の原材料であって、1の政令で定める材質のものを販売し、又は販売の用に供す
るために製造し、若しくは輸入する者は、当該原材料を使用して器具又は容器包装を製造する者から

、当該原材料が第十八条第一項に規定により定められた規格に適合しているものである旨の確認を求められた場合には、必要な説明をするよう努めなければならないものとする。 (第五十三条第二項関係)

五 営業の許可及び営業の届出に関する事項

1 都道府県は、公衆衛生に与える影響が著しい営業（食鳥処理の事業を除く。）であつて、政令で定めるものの施設につき、厚生労働省令で定める基準を参酌して、条例で、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならないものとする。 (第五十四条関係)

2 営業（第五十四条に規定する営業、公衆衛生に与える影響が少ない営業で政令で定めるもの及び食鳥処理の事業を除く。）を営もうとする者は、あらかじめ、その営業所の名称及び所在地その他の事項を都道府県知事等に届け出なければならないものとする。 (第五十七条関係)

六 食品等の回収の届出に関する事項

営業者が、食品衛生法の規定又は同法の規定による禁止に違反し、又は違反するおそれがある場合であつて、その採取し、輸入し、加工し、若しくは販売した食品若しくは添加物又はその製造し、輸入し

、若しくは販売した器具若しくは容器包装を回収するときは、遅滞なく、回収に着手した旨及び回収の状況を都道府県知事等に届け出なければならぬものとし、都道府県知事等は、当該届出を受けたときは、当該届出に係る事項を厚生労働大臣又は内閣総理大臣に報告しなければならないものとする。

(第五十八条関係)

七 食品等の輸入及び輸出に関する事項

1 獣畜の乳及び厚生労働省令で定める乳の製品は、輸出国の政府機関によって発行され、かつ、疾病にかかった等の獣畜の乳等でない旨を記載した証明書又はその写しを添付したものでなければ、これを食品として販売の用に供するために輸入してはならないものとする。 (第十条第二項関係)

2 食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための措置が講じられていることが必要なものとして厚生労働省令で定める食品又は添加物は、当該措置が講じられていることが確実であるものとして厚生労働大臣が定める国若しくは地域又は施設において製造し、又は加工されたものでなければ、これを販売の用に供するために輸入してはならないものとする。 (第十一条

第一項関係)

3 第六条各号に掲げる食品又は添加物のいずれにも該当しないことその他の事項を確認するために生産地における食品衛生上の管理の状況の証明が必要であるものとして厚生労働省令で定める食品又は添加物は、輸出国の政府機関によって発行され、かつ、当該事項を記載した証明書又はその写しを添付したものでなければ、これを販売の用に供するために輸入してはならないものとする。 (第十条第二項関係)

4 厚生労働大臣は、食品衛生に関する国際的な連携を確保するため、外国の政府機関から、輸出食品安全証明書（輸出する食品の安全性に関する証明書をいう。以下同じ。）を厚生労働大臣が発行するよう求められている場合であつて、食品を輸出しようとする者から申請があつたときは、輸出食品安全証明書を発行することができるものとともに、輸出する食品の安全性の証明のための手続の整備その他外国の政府機関に対する食品衛生に関する情報の提供のために必要な措置を講ずるものとし、輸出食品安全証明書の発行を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならないものとする。 (第七十四条関係)

5 都道府県知事等は、4により厚生労働大臣が発行する場合を除き、食品を輸

出しようとする者から申請があつたときは、輸出食品安全証明書を発行することができるものとするとともに、外国の政府機関に対する食品衛生に関する情報の提供のために必要な措置を講ずることができるものとする。 (第七十五条関係)

八 その他所要の改正を行うこと。

第三 と畜場法の一部改正

一 と畜場の設置者等が重要工程管理等を行う衛生管理制度の導入に関する事項

1 厚生労働大臣は、と畜場の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置について、厚生労働省令で、次に掲げる事項に関する基準を定めるものとする。 (第六条第一項関係)

(一) と畜場の内外の清潔保持、汚物の処理、ねずみ及び昆虫の駆除その他一般的な衛生管理に関すること。

(二) 食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組に関すること。

2 と畜場の設置者又は管理者は、1の基準に従い、公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守しなければならぬものとする。 (第六条第二項関係)

二 と畜業者等が重要工程管理等を行う衛生管理制度の導入に関する事項

1 厚生労働大臣は、獣畜のとさつ又は解体の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置について、厚生労働省令で、次に掲げる事項に関する基準を定めるものとする。 (第九条第一項関係)

(一) と畜場内の清潔保持、汚物の処理、ねずみ及び昆虫の駆除その他一般的な衛生管理にすること。
(二) 食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組にすること。

2 と畜業者その他獣畜のとさつ又は解体を行う者は、1の基準に従い、公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守しなければならないものとする。 (第九条第二項関係)

三 その他所要の改正を行うこと。

第四 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正

一 厚生労働大臣は、食鳥処理場の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置について、厚生労働省令で、次に掲げる事項に関する基準を定めるものとする。 (第十一条第一項関係)

(一) 食鳥処理場の内外の清潔保持、ねずみ及び昆虫の駆除その他一般的な衛生管理にすること。
(二) 食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組 (第十六条第一

項の認定を受けた食鳥処理業者にあつては、その食鳥処理をする羽数に応じた取組）に關すること。

二 食鳥処理業者は、一の基準に従い、公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守しなければならないものとする事。 (第十一条第二項關係)

三 その他所要の改正を行う事。

第五 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする事。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行するものとする事。(附則

第一条關係)

1 第二の一 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

2 第二の五及び六 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

二 検討規定

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定につい

て、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (附則第十四条関係)

三 経過措置等

この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うものとする。 (附則第二条から第十三条まで及び第十五条から第二十四条まで関係)